

地域活動支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する地域活動支援センター陽だまりの家（以下「事業所」という）において実施する地域活動支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な設備及び運営に関する規程を定め、事業所の円滑な運営管理を図り、事業所の従業者が利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、生産活動体験利用を通じ就労継続サービスへの移行支援と日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業所は、利用者又は保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 地域活動支援センター陽だまりの家
- (2) 所在地 長野県南佐久郡佐久穂町大字畑 143 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名
施設長は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 指導員 1名
指導員は、利用申込みに係る調整や利用者からの相談対応、サービスの提供等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。但し、場合によっては営業日を設けることもある。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日並びに8月13日から8月16日と12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、10名とする。

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 創作的活動
- (2) 生産活動体験利用の機会の提供
- (3) 社会との交流の促進

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 サービスを提供した際に受領する費用の種類及び額は、次の各号のとおりとする。

(1) 創作的活動に係る材料費(実費)

(2) 行事等の参加費用(実費)

2 前項の費用の支払いを受け取る場合には、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払いを求める理由について利用者等に対し書面によって説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

3 第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、利用者等に交付するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスを利用するに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(2) その他管理上必要な指示に従うこと。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(緊急時等の対応方法)

第12条 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、施設長に報告するものとする。

(苦情解決)

第13条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、県、当該利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、適切なサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ジェイエー長野会本部と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月1日から変更実施するものとする。